

FFG 職場つみたて NISA ポータルシステム利用規約

第1条 規約の適用範囲等

1 本規約は、熊本銀行（以下「当行」）が、株式会社野村総合研究所のシステムを利用して「FFG 職場つみたて NISA ポータルシステム（以下「本システム」）」の利用者に提供する本システムに関する利用規約とする。

第2条 利用の条件

1 本システムは、利用者のスマートフォン・パソコン・タブレット等の端末（以下総称して「スマートフォン等」）より、専用の URL へアクセスし利用することができる。ただし、利用するスマートフォン等の機種や性能によっては利用できないことがある。

2 本システムの利用は無料となるが、利用にかかる通信料等は利用者の負担となる。

第3条 利用時間

1 本システムの利用時間は、当行所定の時間内とする。なお、当行は、この利用時間を利用者に事前に通知することなく変更する場合がある。

2 前項の時間内であっても、当行は利用者に事前の通知することなく臨時のシステム調整等の実施により、本システムの全部または一部の利用を制限することができる。

第4条 メールアドレスおよびパスワードの管理

1 本システムは、企業ごとに付与される企業コード、ならびに利用者が本システムに登録したメールアドレス（以下、「連絡先」という）およびパスワードにより利用できる。

2 利用者は、メールアドレスおよびパスワードを譲渡、貸与その他の処分等により第三者に利用させることはできない。

3 当行は、企業コード・メールアドレス・パスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合、それらの情報を登録している利用者自身による利用とみなす。

4 メールアドレスおよびパスワードは利用者が責任をもって管理し、メールアドレスもしくはパスワードの盗用、第三者の使用または不正アクセス等に伴う利用者の損害について、当行は、当行の故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わない。

第5条 通知等

1 当行は、本システムに関する通知を、利用者の連絡先に対して、当行所定の方法により行う。

2 利用者は、連絡先を利用者自身の責任において維持・管理する。

3 利用者による連絡先の登録不備・届出の懈怠または当行の責めによらない通知の不通・延着によって生じた損害について、当行は一切の責任を負わない。また、当行が連絡先に通知をした場合、当行に責めがある場合を除き、通知の不通・延着が生じた場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第6条（自己責任および免責事項）

1 当行は、本システムに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む）がないことを明示的にも黙示的にも保証せず、またこれらに関して担保責任を負わないものとする。

2 利用者は、本システムの利用に当たって、投資判断、運用商品の選択、積立額の設定、取引履歴・資産

残高の確認及び当行から提供を受ける情報の採否等について、利用者本人の自己責任のもとで行うものとし、本システムの利用に際して利用者に発生した損害または紛争等について、当行の故意又は重過失による場合を除き、当行は一切責任を負わない。

第7条 権利義務の譲渡の禁止

1 利用者は、本システムにおける利用契約上の地位または本規約等に基づく利用者の権利もしくは義務を第三者に譲渡、貸与、または担保に供することはできない。

第8条 利用終了時の取扱い

1 利用者が本システムの利用終了を希望する場合は、当行に当行所定の書類を提出し、当行所定の手続きを行うことで、利用終了することができる。

第9条 システムの利用制限および登録抹消

当行は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、利用者に対して、本システムの全部もしくは一部の利用を制限し、または利用登録を抹消することができるものとする。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 当行からの連絡に対し、一定期間返答をしない場合
- (4) 本システムについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
- (5) 利用者が、利用者の従業員以外の者に本システムを利用させた場合
- (6) その他、当行が本システムの利用を適当でないと判断した場合

2 本条に基づき当行が行った行為により利用者に生じた損害について、当行は一切の責任を負わない。

第10条 内容の変更・廃止等

当行は、利用者への事前の告知をもって、本システムの内容を変更、追加または廃止することができる。ただし第3条の場合を除く。

第11条 禁止事項

1 当行は、次の各号のいずれかに該当しまたは該当するおそれがある場合には、利用者への本システムの提供を停止もしくは終了または本システムに基づき発生している利用者の権利を失効させることができる。

- (1) 利用者が、本規約に違反した場合
- (2) 利用者の登録情報に虚偽の事実があった場合
- (3) 利用者が、本システムを利用し不正な行為をした場合
- (4) 利用者が、本システムを利用し当行または第三者に不利益または損害を与えた場合
- (5) 利用者が他人のアクセスID等もしくはその他の情報を不正に取得もしくは使用する行為、またはその他の不正アクセス行為をした場合
- (6) 前各号の他、利用者が、本システムの利用に関し、法令諸規則、公序良俗等に違反する行為をした場合

2 前各号に該当する行為等により利用者または第三者に損害が発生した場合、当該損害について当行は一切の責任を負わない。また、利用者は、前各号に該当する行為等により当行または第三者に損害が発生した場合、利用者の負担および責任により当該損害を賠償する。

第12条 反社会勢力との関係排除

1 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 当社及び貴行は、相手方が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合、相手方に対する何らの催告なしに直ちに本システムの利用を終了することができる。

- （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- （3）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- （4）暴力団員等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- （1）暴力的な要求行為。
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為。
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- （4）風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為。
- （5）その他前各号に準ずる行為。

3 利用者は、本契約に基づく取引に関し、暴力団員等から不当な介入を受けたときには、直ちにその旨を当行に報告する。

4 利用者が次の各号の一に該当する場合は、当行の判断により本制度を行わず、あるいは停止し、または解除できる。なお、これにより利用者に損害が生じた場合でも、当行に損害賠償を請求することはせず、いっさい利用者の責任とする。また、これにより当行に損害を生じさせた場合には、その損害額を支払うこととする。

- （1）利用者が本システム申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- （2）利用者が次のいずれかに該当したことが判明した場合

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団員等、その他これらに準ずる者

- （3）利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為

第13条 経済制裁への対応

1 利用者は、国際連合、日本政府又は外国政府のいずれかによって経済制裁の対象とされている者（指定されている場合に限られず、支配関係、所在国等により対象となる場合を含む。以下、「経済制裁対象者」という）ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 利用者が経済制裁対象者に該当し、または前項の規定にもとづく表明に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当行は何らの催告をすることなく本システムの利用を終了することができるものとする。

3 前項の規定の適用により利用者に損害が生じた場合にも、利用者は当行に何ら請求しない。

第14条 本規約の変更

1 本規約は、法令の変更または監督官庁もしくは振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更する。

2 前項による本規約の変更は、変更を行う旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法で公表することにより、周知する。

3 前2項による変更は、前2項に基づき公表した効力発生時期から適用する。ただし、利用者の利益に適合する場合の本規約の変更にかかる周知については、変更の効力発生時期と同時または事後に行う場合もある。

第15条 準拠法・裁判管轄

1 本規約等の効力、履行および解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。

2 本システムまたは本規約等に関して訴訟を行う場合には、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

第16条 その他

利用者は、本システムの申込が双方のその他の銀行取引等に影響を与えることはないことを了承する。

以 上